

資料

1. 各委員の個別意見	1
2. 船橋市総合計画審議会 委員一覧	18
3. 船橋市総合計画審議会 会議の経過	19
4. 船橋市総合計画審議会条例	20

(別添)

1. 各委員の個別意見

◆序論に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
序論第 2章 計画策 定にあ たって	●第1 節 社 会・經 済の動向 と船橋 市の課 題	1	課題を6つのテーマでまとめているが、それぞれのテーマの間に も関連があると思う。他の分野との関連も整理していかれると良 い。例えば、「2. 環境問題の重要性の高まり」については、従来 型の議論となっているが、生態系の質を守るためにには、企業との 協力、農林業の振興など、経済活動を含めた社会全体から保全 を考える必要がある。
		2	市民の家計状況をどうするか。東京に勤務している市民が大半な ため、地元経済の活性化と一律に語れないところが悩ましいが、 家計所得の低下は生活保護世帯の増大や就学援助を受ける子 どもの増加等に現れ、市の施策に大きく影響する。それを項目に 入れるか、入れるならどこに入れるか、検討してほしい。
		3	格差と貧困の状況が、序論の6項目の中で所々で書かれている が、まだ現状認識が甘いと思う。
		4	バリアフリーの一環として、超高齢社会を迎える中、坂道をどうす るのか、といった視点での議論をお願いしたい。
		5	私たちの年代は自動車ではあまり動かず、自転車を使うが息切 れしてしまう。もっと高齢になつたらどうなるか。坂道にエスカレー ターがいると言う冗談も出ている。市民、生活者の視点で考えても らえるとうれしい。
		6	災害・防災対策は、都市基盤整備の問題であり、具体的な対応が 必要だ。不安感の解消(メンタル面)と一緒に語られていることに 違和感を感じる。
		7	市ができること、市がやるべきこと、自然災害的に起きること、人 為的に起こってしまうことが、一つの章立てで書かれていることが 気になる。整理すべき。

◆序論に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
	「6. 地方自治体を取り巻く環境変化に対応した「新しい公共」への期待」について	8	「公共的な取り組みへの参画に意欲を持つ人々が増加しています」という認識について、どうとらえればよいか。
		9	船橋市では「新しい公共」まで至っておらず、実態と乖離しているため、新たなサービスの提供のあり方に転換を図る方向性を記載すべきではないか。
		10	財政状況の厳しさについて記載してあると行政サービスを肩代わりさせる手段として捉えているように受け取れてしまう。財政状況の厳しさに関する記載を削除してはどうか。
●序論 第2章 計画策定にあたって	●第2節 計画の 基本的 条件	11	現行の基本計画と同様、「将来的に27区域にしていく」と書かれているが、一向に進展していない。どのようなプロセスで誰が具体的に区域設定を推進していくのか。点線で囲まれた区域については現時点で要件を満たしていると思うがいかがか。新たな地区コミュニティの設置について、具体的な取り組みを明確にしていただきたい。
		12	なぜ27区域になるのか、なかなか定義がわからない。丸山、浜町・若松、小室のコミュニティから、相当強い自立・独立の意見が出ているのか。 (27区域という表現を)後期基本計画に入れるのであれば、現行の基本計画とは別の表現や、27コミュニティを展望する明確な理由付けが必要である。 また、「行政コミュニティ」という名称については誤解を生じやすいので、「行政ブロック」に変更してはどうか。
●序論 第2章 計画策定にあたって	●第3節 計画における 市民と 行政の 役割	13	市民の役割として「積極的に参加することが必要です」と記載するのは、強制の意味合いが強く、市民に受け入れてもらえるか、疑問である。

◆リーディングプランに対する意見

No.	発言概要
1	縦割りの分野別計画に対するキーワード中心の施策群と捉えられる。リーディングプランという名称を変えたほうが良いのではないか
2	リーディングプランという名称から受ける「先導的」な印象がないので何をやりたいかが分かりにくい
3	リーディングプラン(の定義)について、一言で分かるような説明や共通理解が必要だと思う。
4	審議会としてどのようなまちにするのか、を打ち出すべき。
5	基本計画にはあまり個別的な事業の選択と集中については書き込みず、年度ごとに協議できる余地があったほうが良い。
6	長期計画としてのビジョン、短期計画としての具体策と、わかりやすい表現を使ってほしい。
7	表現をもっと詩的にする、キャッチフレーズなどの検討も必要ではないか。
8	5つのリーディングプランから、船橋をイメージできない。海や里山、東京湾の最奥部に位置するなどの地域性を出せないか。
9	5つのリーディングプランをどのような視点で選んだかが見えてこない。「船橋市」を「日本」と読み替えるても通用するように感じる。安心・安全が最重要課題なのは、全国共通ではないか。船橋市民の安全・安心を守るための特色が現れるようにした方が良い。
10	リーディングプラン案は、市民アンケートや市民会議等を集約し、市民ニーズを踏まえて作られている。日本人全般のニーズと船橋市民のニーズが共通しているのであれば、船橋市の固有性が出ていなくても不思議はない。固有性に重点を置く必要はあまりないのではないか。
11	5つのプランの理由付けが必要。序論の課題との関係を示すことも検討できないか。
12	アンケート結果の位置づけなどは是非入れてほしい
13	各リーディングプランがある中で、船橋市として、選択と集中により何を優先的に行っていくのかを示す必要があるのではないか。
14	リーディングプランをただ並列するのではなく、何が重要課題で何が最重要課題か示すほうが、理解しやすくなるのではないか。
15	《横断分野と関連施策》が並びすぎ。実際にはこの中からさらに絞り込んでいくのだろうと思うが。
16	もう少し「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」に結びつくキーワードに絞ったほうが良いのではないか。
17	リーディングプランの意義、具体的な対応方法を示してほしい。例えば、担当部長をつけて進行管理をする、予算を1割アップするなどの具体的な意味があるのか。

◆リーディングプランに対する意見

No.	発言概要
18	分野横断的なリーディングプランを進めていくには体制が必要。これについて言及する必要がある。
19	各年度の選択と集中の際には、誰がどのように行うのか。また、ここに挙げられたものが採択されやすいことの周知やトップマネジメントが必要である。
20	分野横断的な事業は役所が最も苦手とするものだが、今後の施策としては重要である。広い視野でこのプランが役立つようにしてほしい。
21	部局での実施計画の段階で具体的・実行性のあるプランとなるようにされたい。
22	市民の暮らしの実態からしても、医療と介護が大きな課題でありこれらが最初に挙げられているのはその通りと思う。具体的進めていくためにどうするのかが重要である。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所			No.	発言概要
●分野別 計画第1章	●121地域 一体となった 社会福祉の 体制整備	「基本施策のタ イトル」につい て	1	社会福祉法の改正以降「地域福祉」という概念が整理さ れている。第1章の基本施策2をみると、「地域一体とな った社会福祉」となっており、「地域福祉」の方が表現と して適切であるように思える。
	●121地域 一体となった 社会福祉の 体制整備	「施策1福祉活 動の体制整 備」について	2	「地域福祉関連団体連絡協議会」が市内4地区で組織 されており、様々な福祉サービスがワンストップで行わ れるようになっている。この協議会がない地区では対症 療法的になっており、地区間の差が大きくなると思う。 地域福祉が根付くように、地区社会福祉協議会が中心 となって設置するこの協議会の設置支援等について、 市も力を入れて欲しい。
	●122次代 を担う子ども の育成	「施策3保育の 充実」について	3	病児・病後児保育の充実を目指した事業を行ってほし い。働く母親が増加する中で、待機児童対策とともに重 要である。
		「施策4療育支 援の充実」につ いて	4	障害児教育(P51)については、福祉と教育の連携に触 れる必要がある。
	●132国民 健康保険事 業の推進	全般について	5	国民健康保険の広域化を前提に計画が書かれている が、法律の全てを前提として議論を進めることは望まし くないだろう。
●分野別 計画第2章	●212豊か なみどりの保 全と創出	「施策5自然林 等の保全対策 の推進」につい て	6	船橋には里山がたくさんある。個人所有が多く行政が 関与しにくいという面もあるが、里山をいかに保存して いくのか、市民とどう活用していくのか、という内容も必 要であると思う。
			7	市民活動団体が行っている里山の保全についても基本 計画において触れた方がよいのではないか。
			8	施策の5本文について、「自然林」を「樹林地」と言い換 えてはどうか。
			9	里山がどういうものかわかりにくい。里山については、 斜面林や谷津田などを含む広義の概念で捉え、多様な 主体との連携により保全を進めていくべきではないか。
	●213自然 と共生したま ちづくり	「現状と課題」 について	10	現状と課題で、「生物多様性が確保された三番瀬」と記 載されているが、環境を復元しなければならない中でこ うした記載が妥当か疑問である。
			11	三番瀬の「保全・再生」という記載について、再生したも のを保全するのであれば、「再生・保全」に修正すべき ではないか。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
●分野別 計画第3章	全般について	12	生物多様性や自然環境に関する内容が不十分である。生物多様性の確保については、「生物多様性地域戦略」の策定自体を目標の中に組み込んでいけばよいのではないか。
	「施策2三番瀬の保全・再生」について	13	三番瀬の保全については、谷津干潟との連携を含め、広域的な視点から取り組む必要があるのではないか。習志野市と協力しあう部分があるかどうか整理して、記載してほしい。
	●222循環型社会の構築	14	現在では3Rから2Rとなっている。リサイクル率の向上をうたっているが、リユースとリデュースの2Rの観点で記載することを検討してほしい。
	●231市民の安全・安心を守る災害対応の充実	15	国民保護法を前提に計画が書かれているが、法律の全てを前提として議論を進めることは望ましくないだろう。
	●311生涯学習の推進	16	生涯学習とは、家庭教育・学校教育・社会教育も含めた総合的な考え方であるが、生涯学習を学校外の活動や学校卒業後の学習活動ととらえている人が未だに数多くいる。今後の方針性や生涯学習の視点から家庭教育・学校教育・社会教育を総合的にとらえた記載が必要である。
		17	「船橋市生涯学習基本構想・推進計画(ふなばし一番星プラン)」(平成12年度策定)の見直しとその整合も視野に置くべきである。
	●312生涯学習によるまちづくりの推進	18	平成20年6月に社会教育法が改正され、5条15項で、生涯学習の成果を地域の活動に活かすという条項が追加された。めざすべき姿は、これを受けのものか確認したい。
	「現状と課題」について	19	「生涯学習によるまちづくりの推進」という基本施策を後期基本計画で新設した理由は、時代・環境の変化に対応させ、かつ重点施策にしようとしたためと思われる。そうであれば、少なくとも現状と課題のところでは背景や重要性を強調した方がよいと思う。
	「施策1学校・家庭・地域の連携・融合の推進」について	20	「融合」という語は文部科学省が良く使うが、一般の市民には「連携」や「協力」の方が分かりやすいのではないか。
	●321個性豊かな市民文化の創造	21	中ホールの建設については議会で陳情が採択されている。新たな創造や活動が可能になると思われる所以、中ホールの建設に関する記述を追加してほしい。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
●331関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上	「現状と課題」についてについて	22	家庭・学校・地域をどう連携させるかが重要。地域に何が必要か、家庭の教育力・地域の教育力において、具体的に何が弱っているかを押さえてほしい。
		23	学校・家庭・地域の実態把握が必要。虐待やいじめの問題が発生している中で、家庭の教育力の向上が問題となり、医療機関や福祉機関などとの連携なども必要となることも視野に入れて頂きたい
		24	「家庭教育」「地域や家庭の教育力」は新しい概念。使う場合は船橋市における定義(何を意味するのか)の説明が必要ではないか。
		25	家庭のあり方が多様化している中で、家庭教育に関する記述の仕方は、このままで適当か。
		26	世帯人数や出生数の減少、離婚率や再婚率の増加、兄弟姉妹の関係の変化など、家庭の姿も変化している。現状と課題に「家庭や地域の教育力の低下」とあるが、「低下」というより「変化」ではないか。「家庭の教育力の低下」と記載する場合、どのような意味で使うのかを示した方が良い。
		27	H22年4月に策定された「教育振興ビジョン及び教育振興基本計画(ふなばしの教育)」の基本方針の中で、地域の教育力の向上についても掲げられている。
		28	「関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上」という基本施策を後期基本計画で新設した理由は、時代・環境の変化に対応させ、かつ重点施策にしようといたためと思われる。そうであれば、少なくとも現状と課題のところでは背景や重要性を強調した方がよいと思う。
	「施策1家庭教育の充実」について	29	めざすべき姿の「地域で子どもを守り育てる環境が確立されている状態」という表現に違和感を感じる。そのような環境は確立されていないし、家庭自体の崩壊も起きている中で、おおざっぱに括って「教育」を語っていいのか。いろいろな面を検討して答申すべきだと思う。
			家庭教育支援については、県が「学校から発信する家庭教育支援」という事業を開始し、県内全域に資料等を配布している。学校から積極的に発信することが必要。県の動きと整合を図り、取り組んではどうか。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
●332豊かな知性と確かな学力、健やかな身体の育成	全般について	30	子どもの自殺やいじめの問題について、子どもたちが自らの生きる権利や学ぶ権利について、学ぶことが必要だと考える。「子どもの権利条約」の考え方を活かせないか。
		31	子どもたちの自己自認(自分が自分であることを認められること)や、ここに生まれて良かったという意識の低下が問題になっている。子どもたちが、自分が大切にされているという認識を持てることが大切であり、自己肯定感を持てるような方向性について記載をしたら良いと思う。
	「指標」について	32	指標として「特別支援学級設置校数」を上げていることに関連して、旧高一小学校跡地に入っている特別支援学校の小学部が、残る8年間でその方向性を検討していく必要がある。その後どうするのか気になる。また、青少年センターの北部分室を置いたことで、相談件数が増えていること、今後どうするのかも含めしっかり認識しておいてほしい。
		33	指標として、「学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合」を掲げ、目標値 100%としている。「理想値」とのことだが、具体的にどのように実現するのか。人材教育は重要であり、これができれば、船橋がとても魅力あるまちになると思う。
	「指標」について	34	指標の「青少年の環境を良くする市民の会活動の事業参加者数」が 468 人(現状値)⇒500 人(目標値)は、少なすぎるようを感じるが、数値の取り方を確認してほしい。
		35	市内には青少年向けの施設が少ない。若松に青少年会館があるが不便な立地。主要事業に「青少年施設の活用の促進」とあるが、施設数が充足しているのか疑問である。施設を増やすことが必要ではないか。
		36	児童ホームは対象年齢が0～18歳であり、青少年向けの施設として考えることも可能だと思う。児童ホームの活用を今後どのようにしていくべきか、大きな問題である。
	「施策3青少年施設の整備と利用の促進」について	37	中高生の活動の場が重要なことについては記載してほしい
●分野別 計画第4章		38	めざすべき姿に「多くの人が本市の良さを知る」とあるが、「本市」だと船橋駅周辺のみをイメージしているよう感じた。各商業集積を含めた市全体の良さを知るという意味になるよう検討してほしい。
●411まちの活力につながるにぎわいの創出	「目指すべき姿」について		

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
●412変化 に対応できる 地域産業の 振興・育成	全般について	39	歴史的な施設や、自然・観光資源を生かし、地域特性を街の活力やにぎわいにつなげることが必要。特に、船橋の周辺地域(習志野、市川、松戸、鎌ヶ谷に近い辺縁部)について、それぞれの特性に応じた産業振興やまちづくりを、10年間で考えていくべきである。
	「施策1 産品ブランドの推進」について	40	指標に「産品ブランドを発信したイベント来場者数」とあるが、現状値が入っていない。船橋には小松菜などのブランドが既にあるのに、なぜ現状値がとれないのか、ここで意味する「産品ブランド」の定義を明確にすべきではないか。
		41	船橋には、小松菜やセイゴ・フッコ等の優れた産品があるのに、商業振興につながっていないのが残念。1~2年で具体的に産品を絞り込み、10年かけて育てていくことが重要だと思う。 行政だけで産品ブランドはできない、商工会議所や商店会連合会を活用して欲しい。
	「指標」について	42	ベンチャープラザの稼働率だけでなく開業率も起業支援の指標としてはいかがか?
	「施策2 新規・有望産業の育成や誘致」について	43	船橋だけでなく全国的に、新規・有望産業が出て来にくくなっている。本来国が取り組むべきことだが、船橋市において先進的に取り組むことが望ましい。ベンチャープラザ35室の入居率を100%にすることを目標にしているが、もっと規模を大きく出来ないか。
	「施策1 総合的な産業振興の推進」について	44	平成14年度に策定した「船橋市商工振興ビジョン」は、今でも十分通用する内容だ。逆にいえば、あの当時からあまり進んでいないのだと思う。主要事業に具体的なものを出す必要がある。また、期限を設けて進めるべきではないか。
	●413 魅力 ある商業の 振興	45	大型店舗向けの施策と地元の商店街向けの施策は、分けて書いた方が良いのではないか。中小零細業者を助けていくという視点を、基本計画にしっかり盛り込むことが重要である。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所	No.	発言概要
	46	大型店が伸びる一方、零細小売店はつぶれていく傾向にある。経営者の生活だけでなく、買い物弱者の発生と言う問題も生じる。商店街や個人商店は子どもたちのシェルターにもなりえる街の財産。具体的な施策を打ち出す必要があるのではないか。平成19年3月に「船橋市産業振興基本条例」が制定されたが大半の大型店とチェーン店は「商業活性化協議会」等に参加していない。産業振興基本条例では共存共栄をうたっているが、現実には問題がある。無秩序な店舗展開を行う大型店には行政指導が必要である。
	47	本文に「歩行者空間の整備」と書かれているが、放置自転車が多く歩道が狭い。駐輪場を設置する用地がなければ、地下に作ってでも、歩行者空間を確保してほしい。商店街と行政が協働してまちを形成するという視点を計画に盛り込んでほしい。
●416暮らしを支える雇用環境の充実	48	ニート問題等への言及がある。国でも大きな課題として進めている職業教育の重要性に触れてほしい。
	49	ニート問題等に関連して、若者が地域社会の実態を知らず、大企業を目指す傾向がある。中小企業は人材不足。職業教育とともに、働く意味や技術の継承、若者への魅力ある職場のPRなどが重要となっている。
●421活力あふれる都市農業の振興 ●422活時代に対応した漁業の振興	50	船橋において生物の重要な生息地になっているのは、水田や干潟である。農業・漁業は生物や環境を守る産業。農業・漁業を通じて環境を守っていくという役割を、方針に記載すべきだと思う。 特に漁業については、漁場が持つ、多面的機能に関する記載が少ないと感じるため、生体系の維持・回復についても記載してはどうか。
●421活力あふれる都市農業の振興	51	指標として、遊休農地(耕作放棄地)の解消も加えるべき。現状値をとることで、どれだけ耕作放棄が進んでいるか、危機感が見えるだろう。
	52	船橋市の耕作放棄地は約8%と県平均よりは少ないが、耕作に不利な谷津の狭いところ等は、生物の生息環境としては重要性が高い。こうした場所を「環境を守る場」として活用する旨記載できないか。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
		53	畜産業については、施策3の本文に「農畜産物についての情報提供」とあるのみだ。畜産業の振興についても、具体的な記述がほしい。今後特に危機的な状況に陥るであろう畜産については、もう少し踏み込んだ記載が必要である。
●431安心できる消費生活の確立	全般について	54	生産の場と直結した消費生活が成り立つのが、船橋の特徴・魅力である。生産現場と消費者が直結した、船橋らしい消費生活について記載してはどうか。
	指標について	55	高齢者向けの対策や高齢消費者の保護を加えてほしい。指標に「消費生活相談自主交渉解決率」が挙げられているが、高齢者に自主的な解決は難しい。
●分野別計画第5章	●511計画的な都市づくり	56	農地についての記載があるが、今後市街化調整区域の中での開発をどのように抑制するのか、農業サイドと都市サイドの調和について、踏み込んで記載出来るとよい。船橋市では市街化調整区域でも50戸以上の建築物が連たんしている地域が多いため、宅地の建築可能な地域が多い。農地を維持する方針なのであれば、基本計画に記載した方がよい。
		57	農地と住宅地が調和した…と記載されているが、具体的な内容がわからず、「現状と課題」にある農地の多面的な機能を重視するのであれば、どれくらいの農地を確保するといった具体的な記載が出来ないか。農業振興地域等、守るべき農地を数値として具体的に示せないか。
		58	農地の減少は税制の問題が大きい。特に相続税で苦労をされている方が多く、支払いのために農地を売却することになる事が多い。結果として農地が減少し、一定規模以下になると農業で生計を立てられなくなり、宅地開発をせざるを得ない状況が発生する。 平成19年の市街化調整区域の建築許可に関する条例の改正により、調整区域内の建築の基準が厳しくなったが、一方で農業経営者が土地を売却しづらくなったという現実もある。
	「施策1計画的な都市づくりとルールの確立」について	59	地区計画などの市民のまちづくりを進めるための条例などについて記載することを検討してはどうか。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
	「施策3良好な景観の保全と形成」について	60	屋外広告物の規制・誘導について、商業者の視点から見れば広告物は重要だが、歩行者からみれば広告物により道路が狭くなっている状況は大きな問題であると感じている。規制・誘導という記述で実効性があるか。警察と一緒にパトロールしても実際には撤去できないことが多いため、市から具体的に指導するほどの強い施策であると良いと思う。
	「施策4市民参加のまちづくり」について	61	都市計画の中でも積極的に市民参加のまちづくりを打ち出すべきである。
●521魅力あるベイエリアの創出	全般について	62	文章をみると、ハコモノを造るといった印象を持つてしまう。三番瀬の後背地の景観形成など、自然環境の保護・形成についての取組みについて触れるべきである。
		63	郷土景観を保全するというような文言を加えればいいと思う。
	「施策1魅力あるベイエリアの創出」について	64	海を活かしたまちづくりには三番瀬について記載されている。三番瀬については隣接自治体や県との連携も必要であるので、行政間の連携について記載してはどうか。
●531人にやさしいみちづくり	全般について	65	道路の補修などの施策が記載してあるが、今後高齢化に伴い足が不自由な方が増加していくため、単なる補修ではなくもう一步踏み込んで歩行者の立場に立った対応を記載して欲しい。
		66	船橋市の道は非常に危険な箇所が多い。生活している人の目線で道づくりを考えて欲しい。
		67	船橋市は坂道が多く、高齢化が進む中で坂道を高齢者が歩けるような対策がとれないのかと考えている。こういった対策も含めて考えていると理解してよいか。
	「施策5交通安全対策の推進」について	68	「道路安全施設」と記載されているが、市民の目から見ると何を指しているのかわからない。どういったものなのか、具体的な名称が入るとわかりやすい。
●541安らぎとにぎわいのある市街	「基本施策のタイトル」について	69	タイトルについて、施策や事業からは「安らぎ」という印象は感じられない。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
●分野別 計画第6 章	地の整備	全般について 70	区画整理事業について記載があるが、まちづくりのイメージが強い。各地で市施行の事業が財政的な問題により頓挫している状況や、市民参加のまちづくりが求められている状況を考えると、都市基盤整備としての5章に入れるのが適切か疑問である。 また、区画整理事業は、財政的な問題や反対意見などによりなかなか進まないといった問題がある。船橋市で現在施行中の土地区画整理事業の実態をみると、安易に区画整理を進めるということは記載しにくいと思う。
		「指標」について 71	指標で、土地区画整理事業の整備完了面積を設定しているが、市民からみると面積だけではわかりづらい。
●611市民 の創意と意 欲を活かした 協働のまちづ くり	●612市民 との情報共 有の推進	「現状と課題」 について 72	協働のまちづくりにおいては、安全や住民福祉の向上など地方自治体本来の役割を市が果たしたうえで、民間の公共的活動の拡充を進める必要があることに言及すべきである。
	●612市民 との情報共 有の推進	全般について 73	必要な情報を必要な人に伝える仕掛けが必要。ウェブサイトのアクセス数が高くても情報が行き渡っているとは言えない。「多様な媒体」「多様な手法」という表現を具体化できないか。
		74	ウェブサイトよりも広報紙が重要。広報紙が適切に配られているかを指標とできないか。
	●621触れ 合いに満ちた コミュニティの 育成	「施策1多様な 媒体による市 民に対する情 報提供」につい て 75	情報バリアフリーについて踏み込んだ記載がほしい。
		「指標」につい て 76	町会加入率を指標としているが、近年、2世帯住宅で1世帯のみが加入するなどの状況があるため、分母の「市内全世帯数」が増えて加入率が下がる傾向がある。代替指標はないか。
	●631男女 共同参画社	「施策2コミュニ ティを支える多 様な主体の連 携・協働の促 進」について 77	主要事業の、「地域内の連携を深め自立したコミュニティを形成するための新たな制度の導入」については、行政のみで進めるのではなく地域とも十分協議してほしい。
		「指標」につい て 78	DV等の問題に対する理解の促進や、相談しやすさの向上を通じて、相談件数を増やすことが必要である。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
会の形成	全般について	79	子どものときからの、男女が互いを理解する教育が重要だと思う。
	「現状と課題」について	80	男女が互いの本質を理解し合って行くという面を明確にすべきではないか。 男女が相互理解を図る場として、家庭だけでなく、学校を活用できないか。
	全般について	81	「男女平等教育の推進」という文言を入れるべき。学校教育に限ることではないが。
	全般について	82	男女共同参画に関連して、人権について教えていくことが重要だと思う。
	「施策1男女共同参画の意識啓発」について	83	主要事業の、「就労・仕事と生活の両立」に関しては、「制度の周知」のみでなく、「ならびに支援」とできないか。
		84	能力があっても首を切られるのは女性が多い。民間企業に対しての啓発活動や理解促進が重要だと思う。
	「施策2政策・方針決定の場への共同参画の促進」について	85	男女共同参画社会の形成上、重要であるため、就労環境の整備を盛り込むべき。
	「施策2政策・方針決定の場への共同参画の促進」について	86	主要事業の「各種審議会への女性委員登用の促進」についてだが、女性が少ない分野もあり、「女性委員が足りないから」ということを理由に審議会等の委員を依頼されがちだが、これも一種のハラスメントではないかと思う。配慮してほしい。
	全般について	87	記載内容が一般論で、船橋市としてどうしたいのかが見えてこない。例えば、市の職員や教員の女性の管理職登用率を指標とするなど、市の姿勢を示してはどうか。
	「施策3相談・支援体制の充実」について	88	子どもや高齢者、女性に対する虐待・DV被害防止のため、緊急避難の体制が必要だと思う。相談体制は充実してきているが、地域で支援するための体制として、一時避難の場所を地域に作る事業を計画に盛り込んでほしい。子どもや女性への虐待・DVについては、「船橋の子どもや女性は船橋で守る」という姿勢での独自の対応が必要。今後10年間も既存の体制のままでよいのか。
	全般について	89	「母性の保護と健康維持」の観点にも留意が必要である。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
	「施策3相談・支援体制の充実」について	90	主要事業「配偶者からの暴力の被害者に対する支援」で、配偶者だけとは限らないので、語句の訂正をお願いしたい。
●分野別 計画第7 章	●7.1「選ばれる都市」を 目指した質の 高い市政運 営	91	「選ばれる都市」という表現には都市間競争のイメージがあり、無理な基盤整備を行って市民が負担を強いられる事態が懸念される。このため、この章のタイトルを「『住民が主人公』を実現する市政運営」に変更し、併せて内容も書き換えてはどうか。
		92	国から地方への権限の委譲は、必ずしも財源移譲を伴ったものとはなっておらず、本市が実施する各施策に市民の意見を十分反映させるための財源が確保できないことが予測される。権限移譲に伴う財源支援が必要な旨を記載する必要があるだろう。
	「現状と課題」 について	93	《現状と課題》の文章を下記の通り全面改定してはどうか。 『地域主権』の進展に伴い、国から地方への権限委譲が進むことにより、住民に最も身近な基礎自治体の役割が強まることが予想されます。地域のことは地域に住む住民自らの判断と責任において取り組むことが可能となる中で、市政運営に市民の意見を反映させることは、ますます重要となっています。しかし、国から地方への権限の委譲は、必ずしも財源移譲を伴ったものとはなっておらず、本市が実施する各施策に市民の意見を十分反映させるための財源が確保できないことが予測されます。今後の財政運営には、不要不急の事業の見直し、市民要望の高い事業を優先するなどの市政運営を行うことが重要となっています。また、安全や住民福祉の向上など地方自治体が本来の役割を果たすとともに、多様な市民要望に応え、協働のまちづくりを推進するためにも、民間非営利組織等による民間の公共的活動(新しい公共)を拡充することが求められています。
		94	タイトルを「『住民が主人公』を実現する市政運営」に変更することに併せて、主要事業として「民間の公共的活動が育つための環境整備」を追加してはどうか。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
●712自律的・効率的で透明性の高い行政運営	「現状と課題について」	95	8~11行目の文章を、下記の通り変更してはどうか。 こうした状況の中、質の高い行政サービスを将来にわたって提供するためには、医療・介護・福祉など、住民の安全と命に関わる職員の行きすぎた削減をやめること、職員の資質・能力の向上を図るために組織の見直し、自治体の自己決定権を確保するための副市長・局長などの管理職体制の見直し、事務の合理化・効率化などを計画的に進めていくことが必要です。
	「施策の方針について」	96	「限られた財政資源で最大の効果をあげることができる」とあるが、最大の効果とは行政にとってか、市民にとってか。財政削減の額を「最大の効果」と捉えた結果、市民が不便な思いをするのは困る。このため、「また、計画的に行行政改革を進め、限られた行政資源で最大の効果を上げることのできる、効率的・効果的な行政運営を行います。」を削除してはどうか。
	「施策2行政改革の推進について」	97	行政改革の推進に関する項目を、本文・主要事業ともに削除してはどうか。
●713安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立	「現状と課題について」	98	《現状と課題》の1段落目については、財政用語が多く、文脈的にも理解しにくい。
	「施策1歳入の確保について」	99	主要事業として「公金徴収の一元化の推進」が挙げられているが、一元化により、銀行口座の差し押さえなどが進められており、賛成できない。「多様な徴収方法の導入」で十分なのではないか。「公金徴収の一元化の推進」を主要事業から削除してはどうか。
	「施策2資産の効果的な活用について」	100	主要事業として「市有財産の有効活用」が挙げられているが、具体的に何を意図しているのか記載すべきである。「未利用地の活用や企業や団体に施設を貸し付ける場合の利用料の適正化」に変更してはどうか。
	「施策2資産の効果的な活用について」	101	他の自治体では、調節池の上部空間を有効利用している例もある。余裕のある行政財産については、柔軟かつ立体的な発想で、積極的に有効活用を進めてほしい。
●721広域的な連携の推進	「施策2国や関係自治体との政策調整の推進について」	102	国・県事業の導入は多大な財政負担を伴う。船橋市は既に港湾や県道の整備、医療センターなどで負担を負っている。連携は必要だが、積極的な導入は不要ではないか。については、「国・県事業の積極的な導入を図ります」という文章を削除してはどうか。

◆分野別計画に対する意見

指摘箇所		No.	発言概要
●その他		103	計画は評価が重要、特に成果の評価をしっかりやってほしい。

2. 船橋市総合計画審議会 委員一覧

平成 22 年 11 月 8 日現在(各号委員五十音順)

区分	氏名	役職等	備考
第1号委員 4名	金沢 和子	日本共産党	
	川井 洋基	耀(かがやき)	
	斎藤 忠	公明党	
	まき けいこ	市民社会ネット	
第2号委員 6名	有馬 和子	千葉県教育委員会 家庭教育カウンセラー	
	北澤 哲弥	千葉県環境生活部自然保護課 生物多様性センター 研究員	
	斎藤 哲瑠	川村学園女子大学大学院 教授 生涯学習学専攻長	
	中村 正董	新潟大学 自然科学研究科 特任教授	副会長
	武藤 博己	法政大学大学院 政策創造研究科 教授	会長
	村木 美貴	千葉大学大学院 工学研究科 准教授	
第3号委員 10名	石井 庄太郎	船橋市社会福祉協議会 会長	
	伊藤 壽紀	市川市農業協同組合 専務理事	
	内海 優	船橋市漁業協同組合 組合員	
	河村 保輔	(市民公募) 船橋生涯学習コーディネーター連絡協議会	
	椎名 博信	船橋商工会議所 地域振興委員会 委員長	
	深沢 規夫	船橋市医師会 会長	
	村田 佐江子	(市民公募) 青少年の環境を良くする市民の会	
	本木 次夫	船橋市自治会連合協議会 副会長兼事務局長	
	森田 基	(市民公募)子ども書道サークル	
	山下 瑠璃子	(市民公募)民生児童委員協議会	

3. 船橋市総合計画審議会 会議の経過

	議題	開催日
第1回	・委嘱状交付、会長・副会長選出、諮問 ・20～21年度実施の準備調査の概要報告 ・序論(課題認識、将来人口推計等)について	11月8日（月）
第2回	・分野別計画 第1～2章について	11月18日（木）
第1回 小委員会	・コミュニティ区域の記載方法について ・計画における市民の役割について	12月7日（火）
第3回	・分野別計画 第3～4章について	12月16日（木）
第4回	・分野別計画 第5～6章について	1月12日（水）
第2回 小委員会	・分野別計画第1章から第4章までの積み残し事項について	1月19日（水）
第5回	・分野別計画 第7章について ・リーディングプランについて	1月26日（水）
第3回 小委員会	・分野別計画第5章・第6章の積み残し事項について	2月2日（水）
第6回	・分野別計画 第7章について ・リーディングプランについて	2月16日（水）
第7回	・答申案の検討	3月3日（木）
第8回	・答申	3月29日（火）

4. 船橋市総合計画審議会条例

昭和53年9月28日

条例第40号

船橋市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合計画に関し、必要な事項を調査、審議するため、船橋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員（前条第2号に掲げる委員を除く。）は、委嘱時における職を離れたときは、それぞれ解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

(船橋市総合開発審議会条例の廃止)

2 船橋市総合開発審議会条例（昭和35年船橋市条例第13号）は、廃止する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年船橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略